厚生労働大臣認可水道事業者 都道府県水道行政主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局水道課長

福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について

今般、生活に困窮され亡くなった方が公共料金を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が新聞等で報道されております。

貴事業におかれましては、これまでも、生活困窮者には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、プライバシー保護に配慮しつつ、福祉部局との連絡・連携体制を構築していただいているものと認識しております(平成12年4月13日水道整備課事務連絡参照)。

一方、福祉部局との連絡・連携体制の構築の際に、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)との関係から福祉部局への情報提供について躊躇されているのではないかとの指摘も聞いております。

法第16条(利用目的による制限)及び第23条(第三者提供の制限)で「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は制限の適用外とされていますが、地方公共団体である水道事業者においては、条例に同様の規定がある場合は当該規定を適用すること等により、引き続き、福祉部局との十分な連絡・連携体制を構築して頂くようお願い申し上げます。

また、地方公共団体以外の水道事業者においては、上記規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに該当する場合は制限の適用外となり、本人の同意を得なくてもよいことに留意した上で、引き続き、福祉部局との十分な連絡・連携体制を構築して頂くようお願い申し上げます。

都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を 周知いただくようお願いいたします。